

「山形県社会的養育推進計画（令和7年度～令和11年度）（案）」に対する
意見募集の結果

1 意見募集期間

令和7年2月10日（月）～令和7年3月9日（日）まで

2 御意見等の数

28件（意見提出者2人）

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
1	1ページの「はじめに」の記載を計画概要資料のように計画の趣旨、位置づけ、背景経緯を分けた記載の仕方にできないか。	「はじめに」の部分には計画の趣旨と背景・経緯を記載し、位置づけについては基本的考え方に関連するものであるため、「1計画の基本的考え方と全体像」（4ページ）に記載しております。 御意見を踏まえ「はじめに」の見出し「計画の趣旨」については、「計画策定の背景と趣旨」に修正します。
2	4ページに「山形県子ども・子育て笑顔プラン」との関係に記載しているが、子ども基本法、児童福祉法、県子育て基本条例などとの位置づけを記載する必要はないか。	本計画は、児童福祉法等関連する法律等の趣旨を踏まえ策定しておりますが、法律や条例を直接の根拠としているのではなく、子ども家庭庁からの通知に基づき策定しております。 一方、「山形県子ども・子育て笑顔プラン」は、本県の子どもに関する施策の総合的な計画であり、困難を有する子どもへの支援を柱の一つとしており、その具体的な取組みについて記載する本計画との関連を記載しているものです。
3	本計画の「子ども」は、子ども基本法に規定する「心身の発達の過程にある者」のことか。また、その場合、そのことを計画の趣旨に記載することができないか。	本計画における平仮名表記の「子ども」は、お見込みのとおり子ども基本法の趣旨を踏まえたものですが、本計画における定義とまでは言えないため、計画の趣旨への記載はしないこととさせていただきます。
4	本計画に子ども等の意見を反映される仕組み措置は、7ページの児童へのアンケートによる意見聴取や56ページの山形県社会的養育推進計画検討会議の委員に当事者（社会的擁護経験者）が参画していることか。 また、子どもへのアンケート・ヒアリングは定期的に実施されるのか。	本計画策定にあたっては、当事者である子どもの意見を反映するため、子どもへのアンケートを実施するとともに山形県社会的養育推進計画検討会議の委員として社会的養護経験者から参画いただきました。 本計画に基づく取組みの実施にあたっては、引き続き定期的なアンケートや面談による聴き取り、意見箱や子どもの権利ノートなどのツールの活用に加え、意見表明等支援事業の実施などにより、子どもが意見等を表明することができ、それが反映される仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

5	3 ページ、計画体系の①～⑫について、4 ページ〈図表 1-1〉計画体系・全体像に①がないが、①は〈図表 1-1〉計画体系・全体像のことか。	お見込みのとおりです。
6	5 ページ、こどもの権利擁護について、入所施設でのいじめや施設職員・入所児童からの性的虐待も重要な問題ではないか。	「社会的養護における安心・安全レベルアップ推進事業」を実施し、児童養護施設等と児童相談所が協働しながら、施設職員等による入所児童等への虐待や子ども同士の暴力などの防止等に取り組むことで安心・安全な生活の場を保障し、こどもの権利擁護を図っているところです。
7	「こどもの権利ノート」の内容はこども基本法の施行に伴い更新されているか。	関係法令の改正等を踏まえ、随時必要な修正を行っております。
8	9 ページ、市町村に設置されるこども家庭センターと県児童相談所の連携は、スーパーバイザーの派遣の他に定期的なケースワークや連携するためのツール等はあるか。	市町村において定期的に開催される要保護児童対策地域協議会の実務者会議等の場で専門的見地からの助言を行うとともに、随時個別ケースへの助言等を行っておりますが、さらに児童相談所と市町村の連携を強化するため、それぞれの役割分担や児童虐待に対する対応基準の検討、合同研修の実施等に取り組んでいくこととしております。
9	10 ページ、ヤングケアラー・コーディネーターは地域包括支援ケアシステムに包括されているか。または、地域包括支援センターと連携はとれているか。また、市町村内部の介護部門とこども部門との連携は取れる仕組みとなっているか。	ヤングケアラーへの支援には児童福祉分野だけでなく、高齢者福祉、障がい福祉、教育などの多機関との連携が必要となります。 そのため、令和6年度から県にヤングケアラー・コーディネーターを配置し、同コーディネーターが市町村を訪問し、市町村の各部門間での連携の課題等について把握のうえ助言や情報提供を行うとともに関係者を対象とした研修会を実施しております。 また、地域包括支援センターや社会福祉協議会、子育て支援や若者支援を行っている NPO 法人等を訪問し、連携強化に向けた啓発や情報提供を行っているところです。 令和7年度以降も、コーディネーターを配置し、関係機関の連携強化に取り組んでいくこととしております。
10	13 ページ、児童家庭支援センターの設置数の評価指標について、児童家庭支援センターへの相談件数が増加傾向にあることから、利用者や職員の負担軽減を図るため最上・置賜地区にある児童養護施設に併設する形で職員を配置して設置する目標年度を決める必要があるのではないか。	計画策定にあたっての市町村との意見交換では、児童家庭支援センター、児童相談所、市町村こども家庭センターの役割分担があいまいだという声もいただいております。改めて本県における児童家庭支援センターの役割と機能を整理したうえで、未設置地域における設置の必要性も含めた検討を進めていきたいと考えております。
11	14 ページ、特定妊婦が現状で増加しているが、予期せぬ妊娠を防ぐためには、教育的なアプローチも必要だと思うが、教育機関との連携は考慮されているか。また、生	本計画においては、予期せぬ妊娠などにより出産後のこどもの養育について出産前から支援が必要な妊婦（特定妊婦）等に対する支援として、児童福祉法の改正により創設された「妊産婦等生活援助事

	<p>徒や学生が予期せぬ妊娠をした場合に支援体制があることを周知する必要があると思う。</p>	<p>業」の実施に向けた検討を進めることとしておりますが、切れ目のない支援の観点から、特定妊婦になる前の段階の予防的支援も重要と考えますので、市町村や教育機関、医療機関などの関係機関との連携強化に取り組んでいきたいと考えております。</p>
12	<p>予期せぬ妊娠により匿名で育てることのできない赤ちゃん（新生児や子ども）を親が匿名で託すための施設、出産を受入れ体制の施設（いわゆる赤ちゃんポスト）が他県では「こうのとりのゆりかご」の名称で設置されている事例があるが、国（厚生労働省）は「子どもを置き去りにする行為は、本来あってはならない、（ゆりかごは）一般化すべきではない」と主張しているが山形県ではどのような立場となるのか。</p>	<p>御意見のような事例を含む様々な事情により保護者と一緒に暮らすことができないこどもに対しては、市町村や児童相談所、里親・ファミリーホーム、乳児院や児童養護施設などの社会的養護関係機関等が連携し、そのこどもにとって最善となる支援を検討し実施してまいります。</p>
13	<p>17 ページ「5. 各年度における代替養育を必要とするこども数見込み」から 46 ページ「10. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み」は、こども家庭庁が令和 7 年 1 月に発出した社会的養育の推進（家庭と同様の環境における養育の推進）に資する取組みか。</p>	<p>「5. 各年度における代替養育を必要とするこども数見込み」から「10. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み」は、家庭での養育が困難で代替養育が必要となる場合の支援の取組みとなります。こども家庭庁が公表している資料「社会的養育の推進に向けて（R7.1）」に記載のとおり、家庭的養育優先原則に基づき、まずは「家庭と同様の環境における養育の推進」として里親・ファミリーホームへの委託を検討し、それが難しい場合は「良好な家庭的環境」として、施設（小規模型が望ましい）への入所を検討するという考えの下、取組みを進めていくものです。</p>
14	<p>19 ページの〈図表 6 - 2〉 一時保護件数等（委託を含む）の推移【県全体】の令和元年度の数値が一日あたり 26.5 人で一時保護施設の定員の合計 26 名を上回っているが、委託の部分はこの定員の枠外の人数となるのか。それは 21 ページの課題に記載されている児童養護施設等への委託一時保護のことか。また、20 ページ〈図表 6 - 3〉一時保護件数等（委託を含む）の推移【中央】では一日あたり人数が令和元年から令和 5 年の実績で定員の 15 名を上回っている状況にあるので、21 ページの今後の取組みの方向性にあるように定員を増やす必要があると思う。</p>	<p>1 日あたりの保護児童数が一時保護施設の定員を上回っているのは、お見込みのとおり児童相談所の一時保護施設での保護児童の他に、児童養護施設等への委託児童数を含んでいるためです。また、中央児童相談所一時保護所では、一時的な定員超過がみられるようになってきておりますので、児童養護施設等との連携を強化するとともに、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保を進めていくこととしております。</p>
15	<p>21 ページに庄内児童相談所一時保護施設について環境改善に向けた検討を進めるとあるが、この施設は昭和 59 年 9 月現在地に移転改築されたもので老朽化してい</p>	<p>児童福祉法の改正により、新たに定められた「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、今後具体的な取組みを検討していくこととしております。</p>

	るものと想定されるが、施設の改築又移転改築を視野に入れた計画を検討しているのか。	
16	21 ページに様々な背景を有するこどもを同一の空間で支援することが一時保護施設の課題と指摘されているとあるが、保護されたこどもの間で問題が発生しないように指導者研修を実施していただきたい。また、施設の充実を図っていただきたい。	こども一人一人の状況に応じた安全確保などを適切に行うため、一時保護施設職員を対象とした専門性向上のための研修を行うこととしております。
17	22 ページの今後の取組みの方向性にある施設の第三者評価は、委託一時保護先の児童養護施設等も対象とすることも考慮されているか。	22 ページの今後の取組みの方向性にある施設の第三者評価は、新たに義務化された一時保護施設における第三者評価を指しておりますので、「一時保護施設における」を追記しました。 なお、一時保護の委託先となる児童養護施設や乳児院などの社会的養護関係施設については、第三者評価の受審が義務付けられており、既に各施設において導入しているところです。
18	23 ページの〈評価指標〉にある一時保護施設の平均入所日数はどのような数値か。年度別の推移がわかる資料はあるか。全国平均と比較するとどの位置あるか。	平均入所日数は、こども1人あたりの平均保護日数で、当該年度に一時保護施設に入所していたこどもの延べ日数の総数を保護したこどもの延べ人数で除して算出しております。 過去5年間の推移については、年度ごとにばらつきがあるため一概には言えませんが、令和4年度以降は平均51.1日を下回る日数となっております。なお、全国の「平均入所日数」については、現時点で把握できませんが、今後各都道府県において策定される当該計画の数値等を参考にさせていただきたいと考えております。
19	24 ページの代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組みにおける今後の取組みの方向性に、「ケースマネジメントの徹底について共有を図ります」とあるが、その際、こどもの保護者のフォローをしていると思料される市町村の関係部署との連携を図ることが重要であるし、パーマネンシー保障は関係する部門も多くセンシティブな配慮が必要になると思う。	御意見のとおり、代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組みには、市町村をはじめとする関係機関との連携が必要となるため、25 ページの今後の取組みの方向性に記載しており、児童相談所、市町村、里親・ファミリーホーム、各施設等と連携しながら、包括的な親子関係の再構築支援を行う体制づくりを進めていきたいと考えております。
20	25 ページに「包括的に親子関係の再構築支援を行う体制づくりを進めます」とあり、26 ページ〈評価指標〉親子関係再構築支援専門職員の配置や専門チームの配置等の支援体制の整備状況の項目には「令和7年～11年にわたり検討」とあるが、ゴールはその先にあるということか。	上記のとおり25 ページの「包括的に親子関係の再構築支援を行う体制」は、関係施設等との連携による支援体制を指しております。 一方で、26 ページの評価指標「親子関係再構築支援専門職員の配置や専門チームの配置等の支援体制」は、児童相談所内における体制を指しており、現在プロジェクトチームを設置し支援を検討・実施して

		おりますが、更なる効果的な支援体制の構築について検討していくこととしているものです。
21	26 ページ、〈図表 7-2〉県内の特別養子縁組の成立状況を示しているが、特別養子縁組を望む当事者は一定程度いるということか。他県では民間のあっせん機関に支援制度もあるようだが、山形県でも同様な制度はあるか。	33 ページ〈図表 8-10〉のとおり、養子縁組（基本的には特別養子縁組）を希望する養子縁組里親として登録される方は増加しております。山形県には民間のあっせん機関はありませんが、児童相談所において適切な養子縁組里親が見つからない場合など、状況に応じて他自治体の民間あっせん機関等との連携を図っていきます。
22	28～32 ページの(1)里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込みの算出の考え方は、こどもの意向や現場の認識を配慮したものであることから評価したい。	児童福祉法に基づく家庭養育優先原則の理念の下、里親等への委託の推進は重要な取組みであると考えておりますが、数字ありきではなく、こどもの意向や現場の実情を踏まえ、取組みを進めていきたいと考えております。
23	32～33 ページの(2)里親・ファミリーホームの状況の里親登録、受託里親とこどもの数の実績は確実に増加していることから、県主管部局の努力を評価したい。一方で、ファミリーホームの定員に対して委託こども数が下回っている状況にあることは、こどもの問題なのか受け入れる施設の問題なのか。	社会的養護が必要なこどもは、まずは里親・ファミリーホームへの委託を優先的に検討しますが、こどもの状況等により里親・ファミリーホームへの委託が難しければ施設への入所措置を検討することになります。また、年度末より前に自立しファミリーホームを退所する場合がありますので、必ずしもファミリーホームの定員が常に満員となるものではありません。
24	38 ページ〈図表 9-2〉児童養護施設における「良好な家庭的環境」の確保状況の KPI は高い目標設定と思料するが、県における施設への支援の周知の対象はどのような団体を想定しているのか。既存の社会福祉法人や NPO も対象となるのか。	県内の児童養護施設（5施設）を運営している社会福祉法人から今後の確保の見込みをお聴きした上で設定した目標となりますが、今後の里親等委託の推進に併せた施設のあり方等の検討を進める中で、改めて各施設の実情と今後の意向をお聴きしながら県としての必要な支援を検討していきたいと考えております。
25	42～44 ページの児童養護施設退所者のアンケートを見ると相談相手として生活していた施設の職員が圧倒的に多い。このことから引き続き社会的養護経験者等のフォローを継続していただきたい。	児童養護施設においては、こどもが施設で生活している間から自立に向けた支援を行うとともに、退所後もアフターケアとして相談支援等を行っており、退所者にとって大きな拠り所となっております。県としましても「児童自立生活援助事業」の実施支援などにより自立支援を行う施設の取組みを支援していきたいと考えております。
26	42 ページにある山形県独自の取組み（私立高校入学時納付金や自動車運転免許取得経費への助成）は社会に出るため必要な事業であり素晴らしい取組みなので継続していただきたい。また、進学者への進学先の情報提供や学習環境の整備を高等学校と連携して取り組んでいただきたい。	引き続き関係機関と連携し、進学や就職に向けた支援を行っていただきたいと考えております。
27	47～48 ページの令和 5 年度の本県の児童虐待認定件数が過去最多となったそもそ	令和 5 年度は通告の約半数を占める警察からの通告による認定件数が大幅に増加したことが主な要

	<p>もの要因は何か。例えば、これまでコロナ禍で表面に出てこなかった事案が顕在化したと言えないか。</p>	<p>因と考えております。</p>
28	<p>これまで、虐待通告・認定件数の増加に対し、児童福祉司等の専門職の人数を増やしてきたことは大いに評価しますが、今後も増えると想定される児童虐待に適切に対応できるよう児童福祉司等の専門職の量的な拡大に取り組んでいただきたい。</p>	<p>児童福祉司の配置につきましては、児童福祉法及び政令に定める基準を標準として都道府県が定めるものとされており、本県では法令の基準を満たす配置となっておりますが、今後の児童虐待通告・認定件数等の状況の変化に応じ、必要に応じて適正な専門職の配置を検討してまいります。</p>